

2017年6月6日

ペットボトルリサイクルの在り方検討会殿

廃PETボトル再商品化協議会

「検討会審議内容への提案」

当協議会は、国内で用いられているPETボトル約60万トンのできるだけ多くを、国内循環のリサイクルへとつなげていくための制度の在り方について検討されることを期待するものです。しかしながら、容り制度のシステム改善と独自処理取扱いの結論こそが急がれる状況にある、という点にも意を同じくしております。

容り制度に関係する全ての主体に共通する目的は「リサイクルフローの安定化」と言えます。リサイクルフローとは、市町村からのべール引取り、再商品化、そして、再生利用市場への引き渡しまであり、これまでのリサイクルフローの分断的リスクは、全て再商品化から再生利用市場への引き渡しの齟齬から発生しています。

この視点から、リサイクルフロー安定化のための最大要件は、再商品化後の再生利用市場への確実な引き渡しであり、同時に、再生利用市場による安定的な引き取りであります。

そして、その再生利用市場からは、量・品質・コストによる安定的供給が求められています。

よって以上の観点から、特に下記の2点について見解を申し述べ、積極的に措置がなされるよう検討会で審議していただきたく、当協議会からの提案とさせていただきます。

— 記 —

1. 市町村独自処理量の指定法人への実効ある引渡しは喫緊の課題である。

- ① 過熱する入札競争に対する緩和処置として絶対的必要性のある課題です。
- ② 実質的に有償化したPETボトルにおける安定的リサイクルフローとは、再商品化が、再生利用市場との関係において、いかに確実なビジネスモデルを用意し得るかということと捉えます。

しかしこれには、コスト構造の異なる再生材料が一般市場での競争にさらされることであり、また、市況の冷え込み、市場の縮小に応じて、べールという原材料の調達量を操作し得ないという二重の特殊事情の存することに配慮を必要とする困難さがあります。

かくのごとくの事情下において、リサイクルフロー安定化策の立案と実施のためには、先ず第一に、再商品化を行う対象数量を明確に把握する必要があります。

しかるに、再商品化義務の対象量が市町村分別収集量30万トンであるのに対し、実際の引渡し量は20万トンに過ぎず、この大きな数量ギャップこそが、現在の、また今後どのような容り制度の安定化策を考えるにしても、根本的な不安定要素となって

いると言えます。

2. 国内循環運用の定義を行うべき。

前回5月12日の第2回検討会において中谷委員より、「再商品化までは国内であるとして、資源化後は必ずしも国内に限定する必要はないのではないか」との意見表明がなされました。（現在の運用は、再商品化は国内とし、資源化後の再生利用は、再生利用製品が国内市場に戻ってくることを条件に海外にも開放されています）

前述したリサイクルフローの安定化に果たす再生利用市場の役割からすれば、これを海外に依存することには問題があるのですが、一方、有償化されたPETボトルでは、海外市場の影響は免れ得ないものと考えます。

そこで今後は、年度ごとの国内の再生利用市場の量的把握を正確に試みて、これと再商品化量（供給量）との関係において再商品化量に余裕が生じる場合には、特例措置として海外の再生利用を認めることとすべきではないでしょうか。

容リ制度が国内循環を担保できる唯一の制度であることから、あらためて国内循環の役割と定義を明確にした上で、あらたに制度運用していくことが求められていると思料いたします。

<以 上>